

接従事している研究公務員の特殊な立場と職能を無視してこれらの規定を一律に適用することは、よりよき研究成果の促進を阻害し、将来の研究者の育成に悪影響を及ぼし、文化国家建設途上にあるわが国として国策上看過し難い重大事である。政府がこの点につき慎重に考慮し、研究公務員に関し特例法を立案するか、少くとも人事院規則を制定して、職階法並びに国家公務員法の特例措置を要望する。

1-48

総発第145号 昭和25年4月10日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 龟山直人

工業化試験補助金について（申入）

工業化試験補助金は、産業技術開発金庫の性格をもつていますから、その配分の基本方針について日本学術会議に諮問するよう取り計らい下さい。

1-49

昭和25年4月28日

日本学術会議第6回総会

戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）

日本学術会議は、1949年1月、その創立にあたつて、これまで日本の科学者がとりきたつ態度について強く反省するとともに科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。

1-50

総発第176号 昭和25年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 龟山直人

科学知識普及のための専門部会について（勧告）

本会議は、科学知識普及事業の重要性に鑑み、去る4月26日の本会議第6回総会の議決に基き、政府が、科学技術行政協議会に、科学知識普及のための専門部会を設け、左記の事項について審議されるよう勧告します。

記

1. 政府機関内における科学知識普及事業（とくに交通博物館、工業陳列館、国立科学博物館、農林省農業改良局などの諸系統）の連絡調整をすること。
2. 官庁が、科学知識普及に役立つ資料を一般に供することを活潑ならしめること。